

令和八年第三回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和八年二月九日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長　ただいまから令和八年第三回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と膳場委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案四件と事務局からの報告が十九件ございます。

それでは、次第の2、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一　議案第八号　令和八年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針

○知久教育長　議案第八号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　それでは、議案第八号、令和八年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条に規定される教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和八年度の実施方針を決定するため、提出をさせていただくものでございます。

二ページの1、趣旨でございますが、(1)の効果的な教育行政の一層の推進及び(2)の教育委員会の責任体制の明確化を図ることでございます。

2の実施方法でございますが、(1)世田谷区教育振興基本計画の二十の取組み項目を対象として、年一回実施いたします。点検・評価の対象となります取組み項目は、三ページに参考として記載しておりますので、後ほど御覧ください。

(2)点検及び評価は、令和七年度の取組み項目の進捗状況を踏まえまして課題や今後の取組みの方向性を示すものとする事、(3)点検及び評価に当たっては、学識経験者の意見を聴取するとともに、学校などの意見の反映に努めること、(4)結果につきましては、報告書を作成し、世田谷区議会へ提出するとともに、ホームページ等で公表することでございます。

3の教育に関し学識経験を有する者の選任及び委嘱でございますが、新たに村上先生をお願いし、三名の先生方から意見を伺ってまいります。任期は、記載のとおりでございます。

4のスケジュールでございますが、五月から取組み項目の進捗状況等を取りまとめた資料を基に、学校からの意見を踏まえ、教育委員の皆様にご議論をいただきます。また、学識経験者からも御意見をいただき、報告書を作成していく予定でございます。その後、九月には区議会へ報告し、区民の皆様に公表してまいります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第八号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第二 議案第九号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和七年度一般

会計補正予算案（第六次）（教育委員会事務局所管
分）及び令和七年度学校給食費会計補正予算案（第
二次）

○知久教育長 議案第九号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第九号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和七年度一般会計補正予算案（第六次）（教育委員会事務局所管分）及び令和七年度学校給食費会計補正予算案（第二次））について御説明申し上げます。

本案は、令和八年第一回世田谷区議会定例会に提出予定である令和七年度一般会計補正予算案（第六次）（教育委員会事務局所管分）及び令和七年度学校給食費会計補正予算案（第二次）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、御提案するものでございます。

最初に、一般会計補正予算案（第六次）でございます。まず、歳入につきまして、資料右上一〇ページを御覧ください。記載の金額は、いずれも区全体のものです。教育委員会事務局所管分の主な内訳を御説明いたします。

13 国庫支出金の 02 国庫補助金です。補正額は六億八百七十三万六千円の減額ですが、そのうち教育委員会事務局所管分といたしましては、小・中学校の改築、改修工事の補助金額が確定したことに伴う五億二千九百十一万三千円の減額分が含まれております。

次に、14 都支出金の 02 都補助金です。補正額は七千七百七十万四千円の減額ですが、このうち教育委員会事務局所管分といたしましては、中学校改修工事の補助金額が確定したことに伴う四百十七万九千円の減額分が含まれております。

次に、15 財産収入の 01 財産運用収入です。補正額は四億三千八百八十三万七千円の増額ですが、そのうち教育委員会事務局所管分といたしましては、義務教育施設整備基金及び世田谷遊びと学びの教育基金の運用利子である一億一千四百二十三万九千円の増額分が含まれております。

次に、16 寄附金の 01 寄附金です。補正額は二千三十二万五千円の増額ですが、このうち教育委員会事務局所管分といたしましては、昨年十月より新たに開始いたしました学校改築に伴う学校を指定した寄附として、十二月末までにお預かりした寄附金二百八十九万八千円が含まれております。

次に、17 繰入金の 01 基金繰入金です。補正額は五千六十一万一千円の減額ですが、これは災害対策基金を財源とした中学校生徒用及び学校教職員用の防災用ヘルメットの購入に伴う入札落差金相当額を減額したものでございます。

また、02 特別会計繰入金の補正額は六百万円の増額ですが、こちらは学校給食費会計の廃止に伴いまして、例年、翌年度に繰り越している給食費の未収金相当額を一般会計へ繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。資料右上一三ページを御覧ください。08 教育費の補正予算額は九十八億七千三百八十八万四千円の増額となっております。主な内訳について御説明をいたします。

まず、01 教育総務費です。こちらは部活動支援員への謝礼の増額や、令和八年度に予定していた中学校用デジタル教科書の購入前倒しなどによる増額のほか、先ほど御説明いたしました防災用ヘルメットの購入費や G I G A 端末の賃借料などの経費が確定したことに伴う減額がございまして、差引き合計で二億二千八百九十七万四千円の減額補正となっております。

次に、02 小学校費です。こちらは令和八年度に予定していた改修工事や暑熱対策の前倒しによる増額のほか、今年度の小学校改修、改築工事費用が確定したことに伴う減額があり、差引き合計で二億一千四百八十七万三千円の増額

補正となります。

次に、03 中学校費です。こちらは義務教育施設整備基金への積立てによる増額のほか、02 小学校費と同じく、令和八年度に予定していた改修工事や暑熱対策の前倒しによる増額、今年度の中学校改修、改築工事費用が確定したことに伴う減額があり、差引き合計で九十八億七百五十六万七千円の増額補正となります。

次に、04 校外施設費です。こちらは令和八年度に予定していた河口湖林間学園の改修工事の前倒しにより二千二百四十八万三千円の増額補正となります。

最後に、06 社会教育費です。こちらは新BOP、プレイングパートナーへの謝礼の増額、令和八年度に予定していた砦図書館のエアコン設置工事の前倒しにより五千七百九十三万五千円の増額補正となります。

続きまして、繰越明許費の補正でございます。資料右上一六ページを御覧ください。08 教育費については、合計で二十五億九千四百二万八千円を令和八年度に繰り越しますが、先ほど御説明いたしました前倒しで行う小・中学校や施設の工事関係など、令和八年度も継続することによるものでございます。

最後に、学校給食費会計補正予算（第二次）でございます。資料右上二一ページを御覧ください。

こちらは先ほど歳入の17 繰入金で御説明しましたとおり、学校給食費会計の廃止に伴い、一般会計へ繰出金として六百万円の増額補正を行うものでございます。

以上が令和七年度一般会計補正予算案（第六次）（教育委員会事務局所管分）及び令和七年度学校給食費会計補正予算案（第二次）の主な概要でございます。なお、詳細につきましては、資料右上二二ページ以降の世田谷区補正予算説明書を後ほど御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長　それでは、議案第九号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三　議案第十号　区議会提出議案に関する意見聴取（令和八年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分））

○知久教育長　議案第十号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　それでは、議案第十号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和八年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分））について御説明を申し上げます。

本案は、令和八年度第一回世田谷区議会定例会に提出予定である令和八年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、御提案するものでございます。

資料の六ページを御覧ください。令和八年度当初予算規模でございます。特別会計を含めました令和八年度の区全体の予算規模は六千二百十億円となり、前年度費五・八％、三百四十二億円の増額となっております。なお、学校給食

費会計につきましては、児童・生徒の学校給食費の無償化に伴い、今年度末をもって特別会計から廃止されます。

次に、七ページからは、歳出予算における新規・拡充事業のうち、教育委員会事務局所管分を掲載しております。

まず、八ページ、学びの多様な学校等の開設“多様な学びの充実”を御覧ください。四月の北沢学園中学校の開校及びほっとスクール北沢の開設に加え、地域との交流や施設間の連携を強化し、不登校児童・生徒の実態に応じた指導、支援に努めてまいります。

次に、一〇ページを御覧ください。国際理解教育の推進です。まず、海外体験活動ですが、令和八年度より派遣対象を中学校二年生に変更し、派遣先や派遣生徒数を拡充します。これまで海外派遣の対象としていた小学五年生につきましては、国内の外国人宅へのホームステイや外国人との英語謎解きまち歩きといった国内における体験活動を拡充いたします。また、英語の授業につきましてもオンラインやAIを活用した英会話を導入するなど、総合的な英語力の育成を図ってまいります。

続いて、一一ページを御覧ください。「地域とともにある学校」への取り組みです。学校と地域が連携した取組みについて、これまで以上に学校と地域が協働して地域全体で子どもたちを育む体制を整えるため、既存の仕組みを整理、統合して新たに学校運営協議会を設置し、地域のコミュニティづくりに貢献できる学校を目指してまいります。

続いて、一二ページを御覧ください。部活動の地域連携・地域展開です。部活動における教員の負担軽減と質の高い指導の実現を目指し、引き続き部活動支援員の活動時間を増やすとともに、今年度、玉川中学校をモデル校として実施した部活動の運営支援業務委託についても、令和八年度より九校に拡大いたします。また、地域の各種団体が運営、実施主体となる地域クラブ活動につい

でも拡充を図ってまいります。

続いて、一三ページを御覧ください。学校改築・学校改修・学校施設包括管理です。今後、多くの学校施設について改築等の時期を迎えるため、表に記載のとおり、年三校改築を基本とし、計画的かつ着実に学校改築を実施してまいります。また、空調設備の増強やトイレの洋式化、施設の電子錠化や照明のLED化等の改修工事も迅速かつ計画的に進め、よりよい教育環境の充実に努めます。

加えて、一四ページに記載のとおり、学校施設の維持管理や修繕業務について、一つの事業者に包括的に委託することで、業務の効率化や老朽化した施設の安全確保を強化してまいります。

一五ページより資料編となります。詳細は後ほど御確認いただければと思いますが、幾つかポイントを御説明させていただきます。

一七ページを御覧ください。こちらは歳出予算の概要ですが、教育費は、小・中学校改築、改修経費の増額等によりまして前年度費一〇・四％増となり、区全体予算の約一割を占めてございます。

次に、一九ページを御覧ください。各領域の主要事業が掲載されております。教育領域では、右側中段、学校の改築・改修から、二〇ページ、左側中段の配慮を要する児童・生徒等への支援の充実まで全八項目を取り上げており、予算額といたしましては二百九十億九千百万円となります。

次に、二四ページから特別会計の詳細が記載されておりますが、冒頭御説明いたしましたとおり、学校給食費会計は令和八年度より廃止となるため、記載はございません。

最後に、二七ページ、基金についてでございます。教育委員会が所管する基金は、赤枠で囲っております義務教育施設整備基金と、世田谷遊びと学びの教育基金の二つになります。それぞれの現在高及び年度末見込額は記載のとおり

となり、二八ページ以降に基金の活用先等を記載しております。

御説明は以上でございますが、資料三二ページ以降に世田谷区予算書をおつけしております。後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長　それでは、議案第十号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第四を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四　議案第十一号　区議会提出議案に関する意見聴取（幼稚園教育職員
員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

○知久教育長　議案第十一号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長　それでは、私より、議案第十一号、区議会提出議案に関する意見聴取（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきまして御説明いたします。

本件は、令和八年第一回世田谷区議会定例会に提出予定の条例改正議案に關しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき、区長から教育委員会に意見を求められましたので、御提案させていただくものでございます。

改正内容は、主に管理職員特別勤務手当に関するものでございます。

五ページの新旧対照表を御覧ください。現在、災害への対処等により、午前零時から午前五時までに勤務した管理職員に対し手当が支給されますが、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、手当支給対象となる時間帯を二時間拡大し、午後十時から翌日の午前五時までとするものでございます。その他、併せて文言整理を行います。

本条例の施行日は令和八年四月一日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第十一号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)世田谷区実施計画推進状況（案）について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、世田谷区実施計画推進状況（案）について御説明いたします。

資料の1、主旨でございます。世田谷区実施計画につきましては、令和七年度末見込みの各取り組み実績や、令和八年度以降における計画等の修正などを反映しました実施計画推進状況（案）を取りまとめましたので、御報告するものです。報告内容につきましては、二ページ以降に記載しております。

まず、資料右肩三ページを御覧ください。実施計画の位置づけでございます。基本計画に定めた理念や目標の実現に向けて、中期的な展望に基づき、区としての具体的な取組みを定めた総合的な行政計画として位置づけたものでございます。令和六年度から令和九年度までを計画期間として、令和六年三月に策定しております。

三ページの2で推進状況についての説明を記載しております。基本計画に示す政策が掲げる令和九年度末目標を確実に達成するため、年度ごとに、実施計画に記載する全ての施策、事業の行動量の進捗を把握し、また、それを踏まえた区民、事業者等への効果を見込んで、事業そのものや各目標値の見直しを行うものでございます。今回、七年度末の行動量の実績、八年度以降の計画、計画変更理由、事業費をお示しするものでございます。

資料右肩四ページを御覧ください。今年度の取りまとめ分からの変更点を記載しております。前回、令和六年度の世田谷区実施計画推進状況では、実施計画初年度であることを踏まえ、成果指標の修正後目標値を示さず、修正の方向性、上方修正、下方修正を令和七年二月常任委員会、特別委員会で御報告いたしました。その後、初年度の行動量や成果指標の達成度合いを踏まえ、令和七年度以降の計画を変更する成果指標を取りまとめ、修正後の目標値とともに、令和七年九月の常任委員会、特別委員会で御報告しております。今回は、初年度の実績やこれまでの取組み状況等を踏まえて、行動量、成果指標ともに修正後の目標値を御報告いたします。

続いて、資料右肩五ページを御覧ください。本資料には、別紙1として達成率一覧シート、別紙2として施策ごとの個票をおつけしております。

続いて、資料右肩六ページを御覧ください。令和七年度の取組み状況等を踏まえた計画修正として、行動量につきましては、百九十三の指標のうち三十八指標の計画を変更、成果指標については、百八十六の指標のうち十八指標の計

画を変更いたします。

続いて、資料右肩一九ページを御覧ください。別紙1、達成率一覧シートでございます。表の左から、施策番号、施策名、行動量の番号、実現に向けた行動量、令和七年度の現行計画と実績見込み、達成率、達成見込み、計画変更を記載しております。

続けて、成果指標の番号、成果指標の事業、それから計画変更について記載しております。なお、計画変更の欄については、上方修正した場合は青色、下方修正した場合は赤色でお示しております。具体的な変更後の目標値や変更理由等については、二九ページ以降の施策ごとの個票に掲載してございます。

それでは、教育委員会事務局所管分の施策の中から計画変更した行動量について御説明いたします。計画変更が七件ございますが、時間の都合上、その中から一件御説明いたします。なお、教育委員会事務局所管分で計画変更した成果指標はございません。

七六ページを御覧ください。施策五―二、多様な学びの場や居場所の充実です。

次のページにお進みいただきますと、事業番号1の上段に、成果指標、ほつとルームの利用人数の計画策定時の現況値、当初目標、修正目標、令和六年度実績を記載しております。その下に行動量、ほつとルーム設置学校数（累計）の計画策定時の現況値、当初計画、修正計画、令和七年度実績見込みを記載しております。今回、新たにお示しする実績や、それを踏まえた総量には赤字に下線を引いております。なお、計画変更した個票については、修正後、目標値も赤字でお示しております。その下には、成果指標の計画変更理由等をお示しております。

行動量の計画変更理由でございますが、令和八年四月の北沢学園中学校の開設を踏まえ、令和八年度以降の目標値を変更したものでございます。

右肩七ページにお戻りください。事業費をお示ししております。なお、令和七年度については実績見込みを示しております。また、令和七年度実績見込み等を踏まえまして、令和八年度以降の計画を修正した場合、修正計画に基づく事業費を記載しております。後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上となります。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)新たな行政経営への移行実現プラン改定（案）について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、新たな行政経営への移行実現プラン改定（案）について御説明いたします。

1の主旨でございます。世田谷区基本計画に掲げる目指すべき未来の世田谷の姿の実現に向け、持続可能な新たな行政経営への移行を着実に推進するため、区は令和六年三月に新たな行政経営への移行実現プランを策定いたしました。このプランにおいては、個別項目の内容、スケジュールを示すとともに、国、都の動向や事業の進捗等により個別項目の修正が必要となることが想定されるため、プランの期間中、内容の修正や新たな案件の有無について調査を行い、毎年、見直しを図っていくこととしております。このたび、令和七年度の取組みの進捗を踏まえ、新たな行政経営への移行実現プラン改定（案）として取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2の計画案でございますが、本編に沿って御説明させていただきます。今回、お示しするものは、令和七年策定の改定計画からの修正点をピックアップ

した抜粋版になります。

資料右上の四ページをお開きください。令和七年計画からの変更点は赤字で記載をしております。ページの左側中段、②区民目線からのサービス利便性の向上について、計画期間中の業務時間を六・九万時間削減する計画に変更しております。

次に、ページの右上上段、③職員の時間の効果的活用について、計画期間中の業務時間を十二・四万時間削減する計画に変更しております。それぞれ令和七年計画より削減効果が二・七万時間と〇・五万時間縮小しているところがございます。②については、国の方針が示されたことによりまして、マイナンバーカードセンター運営の委託をスモールスタートしたことが主な要因ですが、そのほか事業を進めていく上での実績を反映したものとなっております。

続いて、五ページをお開きください。以降、七ページまで五つの到達点ごとに、令和八年度の予算案における本プランに基づく新規取組みに係る経費を追記しております。

五ページの①新たな仕組みづくりにつきましては、右上、令和七年度予算額一億七千八百万円に対し、令和八年度は九千二百万円増の二億六千九百万円を計上しております。六ページの上段、②区民目線からのサービス利便性の向上につきましては、右上、令和七年度予算額三億七千二百万円に対し、令和八年度は四千七百万円増の四億一千八百万円を計上しております。また、下段、③職員の時間の効果的活用につきましては、右上、令和七年度予算額六億三千二百万円に対し、令和八年度は二億三千二百万円増の八億六千四百万円を計上しております。

続いて、七ページの上段、④業務量増に対しての効率的対応につきましては、右上、令和七年度予算額六千六百万円に対し、令和七年度は百万円減の六千五百万円を計上しております。下段、⑤組織力の向上・人材の育成、専門性

の向上につきましては、右上、令和七年度予算額二億一千六百万円に対し、令和八年度は一千五百万円増の二億三千万円を計上しております。

これら①から⑤を合わせますと、令和七年度予算額十四億六千四百万円に対し、令和八年度は三億八千三百万円増の十八億四千七百万円の計上となっております。

続いて、八ページと九ページには、それぞれの到達点ごとの取組み項目を一覧としてまとめております。到達点1、新たな仕組みづくりについては三十八の取組み、到達点2、区民目線からのサービス利便性の向上については二十五の取組み、到達点3、職員の時間の効果的活用については十七の取組み、到達点4、業務量増に対しての効率的対応については八の取組み、到達点5、組織力の向上・人材の育成、専門性の向上については、新規取組み一件を含めまして十八の取組みで、合計百六の取組みとなっております。

一〇ページを御覧ください。取組み項目の表についてですが、令和七年計画からの主な変更点は赤字で記載し、表の最下段に⑦として主な修正点を文言で明示しております。

一一ページ以降に百六のそれぞれの取組み項目を記載しております。教育委員会事務局所管分の取組みについては合計十一の取組みがございますが、変更のあった取組み一件について御説明いたします。

二二ページ、左を御覧ください。一一二二、区立小・中学校等と区内高校・大学・企業等との連携の推進でございます。区内の教育資源や人材等と学校をつなぐプラットフォームを構築し、地域リソースの活用や子どもたちの多様な学びを支援する取組みですが、プラットフォームの構築、本格稼働を令和九年度と定めたため、年次別計画に修正を加えております。

一ページにお戻りください。3の今後のスケジュールですが、年度内の計画改定を目指してまいります。

説明は以上となります。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見はございますか。
よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3)令和八年四月一日付け組織改正（案）について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 令和八年四月一日付け組織改正（案）について御説明いたします。

1、基本的な考え方についてです。区政の重点課題、緊急課題への対応や事業見直し等に伴う体制を整備するため、令和八年四月一日付け組織改正を行うものです。

2の組織図（案）は、別紙のとおりです。

それでは、教育委員会事務局関連について御説明させていただきます。五ページ目を御覧ください。教育委員会事務局でございます。表は、左から、所管部、現行組織、改正組織、改正内容を記載しております。改正部分は、黄色にマーカーをしている部分でございます。年三校改築、暑熱対策をはじめとした業務をより円滑に進めるため、教育環境課を廃止し、計画・庶務機能を担う施設計画課、施設整備機能を担う施設整備課を新設いたします。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

次に、議事の都合により、報告事項(13)を先に聴取いたしますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、報告事項(13)の聴取に入ります。

(13)水泳学習の実施形態及びプール施設整備の見直しにおける実証実験について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 それでは、まず私から、会議資料(13)として記載してございます水泳学習の実施形態及びプール施設整備の見直しにおける実証実験について御説明いたします。

1、主旨ですが、区教育委員会では、令和六年二月五日の文教常任委員会及び同年一月二十三日の本教育委員会で報告いたしました世田谷区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方についてに沿って、プール施設整備及び水泳授業等を進めております。しかし、昨今の酷暑の状況が想定を超えており、また、学校の改築に当たり予定校の敷地面積が小規模の場合もあるなど、プール、水泳授業の在り方として屋内民間施設及び区営プール活用の可能性について早急に検討を進める必要が生じております。

このような状況から、プール、水泳授業の在り方の一部改定に向けて、今後、想定される水泳学習の実施形態として、公、民の屋内プールの利用を視野に、学習機会と同レベルの授業内容の確保、経費、教員への負担の度合い等の観点から実証実験を行い、見直しに取り組みます。あわせて、プール、水泳授業の在り方の中で根本的な見直しを図っていくこととしている夏季水泳指導についてでも検討を行うこととしたため、御報告するものでございます。

2、実証実験について、(1)実証実験の目的ですが、プール、水泳授業の在り方の見直しに当たり、今後、想定される水泳学習の実施形態である公、民の屋内プールを利用する場合でも、自校プールでの水泳学習と同等の学習の機会

が確保できること、また、教員の負担度合い、経費等、効果があるか実証実験を行います。あわせて、酷暑により夏季休業中に任意で実施している水泳補習が実施できない現状における水泳学習への影響について検証します。

(2) 実証実験における検討の視点ですが、公、民の屋内プールで水泳学習を実施することを基本とし、自校以外のプールを活用する際は、インストラクターの活用を視野に入れること。また、既存校で自公以外のプールの活用が困難な場合は、暑熱対策等の対応を施した屋外プールを活用することとしています。

続きまして、具体的な検証を行う学校ですが、2の(3)検証内容を御覧ください。①自校の屋内温水プールを利用する場合には、玉川中学校が現在行っておりますので、教員への負担についてアンケート調査等を行います。②他校の屋内温水プールを利用する場合には、玉川中学校に移動して実施している玉川小学校を対象とし、インストラクターを活用した場合について体育学習の観点から調査を行います。

二ページを御覧ください。③民間の屋内温水プールを利用する場合については、改築中の民間プールの利用を行う予定がある八幡小学校、世田谷小学校、そして、瀬田中学校で行います。特に中学校の自校以外のプール利用は今まで検討しておりませんが、時間割作成等の学校運営の影響等について検証します。④夏季水泳指導による補習ができない状況における水泳学習の影響についてですが、十年ほど前までは夏季休業中に水泳補習を行うのが一般的でしたが、近年、酷暑のため、夏季休業中に学校に来させることすら危険性があること等から実施できなくなっております。このことから、令和八年度から夏季水泳補習は実施せず、水泳学習への影響や屋外プールを使用する際の支援の在り方について調査します。

3、予算については記載のとおりです。

4、今後のスケジュールですが、記載のとおり、令和八年度の一学期の水泳学習について五月から七月に調査を行い、九月には区立学校のプール施設設備と水泳学習等の在り方について一部改正素案を出し、十一月に案、二月に一部改定としてまとめてまいります。

説明は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4)世田谷区立八幡小学校の改築基本構想（案）の検討の継続について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 世田谷区立八幡小学校の改築基本構想（案）の検討の継続について御説明をいたします。

1の主旨でございます。世田谷区立八幡小学校は、令和六年十二月に取りまとめました整備方針において小学校を全面改築することとし、これを踏まえ、本年度、改築基本構想検討委員会において改築基本構想（案）を取りまとめましたが、昨今の酷暑の状況が想定を超えておりまして、区立学校において、これまで前提としていた自校プールによる水泳授業を再考するため、自校以外の屋内プール等を活用した水泳授業の実施の可能性について検討を進めることとしました。このような状況から、水泳学習等の実証実験の検討と歩調を合わせ、屋内プールの利用を視野に令和八年度についても八幡小学校の改築基本構想（案）の検討を引き続き行うこととしております。

2の改築基本構想（案）策定の経緯については、記載のとおりでございます。

3の今後のスケジュールでございます。令和八年五月から七月にかけて、水泳学習の実施形態をめぐる実証実験を実施し、令和九年二月に区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方（一部改定）を策定する予定です。これと並行いたしました、九月以降に改築基本構想検討委員会を複数回実施いたしました、基本構想案を取りまとめ、令和九年六月に八幡小学校改築基本構想を御報告する予定です。

説明は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(5)世田谷区立深沢小学校（深沢まちづくりセンター・社会福祉協議会深沢地区事務局・深沢あんしんすこやかセンターとの複合化検討）改築整備方針について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、世田谷区立深沢小学校（深沢まちづくりセンター・社会福祉協議会深沢地区事務局・深沢あんしんすこやかセンターとの複合化検討）改築整備方針について御説明をいたします。

1の主旨でございます。深沢小学校は、令和七年度より施設更新に着手する学校に選定しており、このたび、整備手法及び配置計画の方向性について改築整備方針（案）を取りまとめたので、報告するものでございます。

2の(1)の①整備手法です。世田谷区公共施設等総合管理計画では、棟別全棟整備を基本としており、棟別に改修等の可能性を検討した結果、全面改築といたします。理由につきましては、下の表のとおりでございます。②仮設校舎の抑制につきましては、改築工事を二期に分け、校庭に新校舎を建設し、既存

校舎を活用することで仮設校舎を設けずに改築を行います。③改築中の対応につきましては、記載のとおりでございます。

二ページにお進みください。④校庭の整備につきましては、ダスト舗装を基本としておりますが、状況に応じて近隣住宅地への影響等を考慮した舗装材の採用について検討してまいります。⑤複合化の検討、⑥配置計画、(2)敷地概要については記載のとおりでございます。

(3)施設概要を御覧ください。整備後は、地上四階建て、延べ床面積約八千四百八十六平米となる見込みです。なお、深沢まちづくりセンター等の規模につきましては今後検討してまいります。

三ページにお進みください。ア)普通教室につきましては二十一教室、ワークスペース三教室を確保してまいります。イ)特別支援学級等につきましては、特別支援学級及び特別支援教室の指導場所として六教室分を確保してまいります。

3の概算経費です。(1)概算総事業費等につきましては約七十二億四千万円となっております。(2)施設維持管理費につきましては年間約三千八百五十万円となっております。

最後に、4の今後のスケジュールでございます。令和八年度、基本構想、令和九年度から設計を進めまして、令和十一年度より改築工事に着手し、令和十三年度に一部竣工し、引き続き令和十四年度より二期工事に着手いたしました。て、工事完了は令和十五年度以降を予定しております。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(6)世田谷区立梅丘中学校（区立児童館との複合化）改築整備方針について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、世田谷区立梅丘中学校（区立児童館との複合化）改築整備方針について御説明をいたします。

1の主旨でございます。梅丘中学校は令和七年度より施設更新に着手する学校に選定しており、また、児童館の整備等計画において、児童館との複合化により整備することとしております。このたび、梅丘中学校と区立児童館との複合化による改築整備方針（案）を取りまとめたので、報告するものでございます。

2の(1)の①整備手法でございます。棟別に改修等の可能性を検討した結果、一部改築等といたします。環境面、性能面、検討結果に問題がなく、築年数が浅いプール、給食室棟を改修し、そのほかを改築いたします。

二ページにお進みください。②仮設校舎の抑制につきましては、改築工事を二期に分け、工事期間中、既存校舎を活用することで仮設校舎を設けずに改築を行います。③改築中の対応につきましては、記載のとおりでございます。④校庭の整備につきましてはダスト舗装を基本としておりますが、状況に応じて近隣住宅地への影響に考慮した舗装材の採用について検討してまいります。⑤区立児童館との複合化、⑥配置計画、(2)敷地概要については記載のとおりでございます。なお、児童館は既存校舎解体後に二期工事で整備する予定でございます。

(3)施設概要につきましては、三ページの表を御覧ください。整備後は地上四階建て、延べ床面積は約九千八百四十三平米となります。また、区立児童館の約七百三十平米と合わせますと約一万五百七十三平米となる見込みです。

ア)普通教室につきましては十二教室、ワークスペース三教室を確保してま

います。イ)特別支援学級等につきましては、特別支援学級の固定級、四教室分及び特別支援教室の指導場所として一・五教室分を確保する計画です。

四ページにお進みください。ウ)帰国・外国人教育相談室です。日本語指導が必要な児童・生徒を支援するための相談窓口で、日本語指導補助員の派遣や相談事業、通訳派遣などの事業を包括的に実施しております。今後、さらなる外国籍児童・生徒の増加が見込まれるため、教育総合センターや他校など補習教室を拡充する予定ですが、梅丘中学校につきましても、改築後も専用スペースとして一・五教室分を確保するとしております。

3の概算経費でございます。総事業費は約七十五億六千万円、維持管理経費につきましては年間約四千三百万円となっております。

五ページにお進みください。最後に、4の今後のスケジュールでございます。令和八年度、基本構想、令和九年度から設計を進めまして、令和十一年度より改築工事に着手し、令和十三年度に完了する予定です。引き続き、令和十四年度より二期工事に着手をいたしまして、工事の全体の完了は令和十五年度以降を予定しております。なお、児童館は令和十五年度以降の開設予定です。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(7)世田谷区立砧中学校（区立喜多見保育園との複合化）改築整備方針について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、世田谷区立砧中学校（区立喜多見保育園との複合化）改築整備方針について御説明をいたします。

1の主旨でございます。砧中学校は令和七年度より施設更新に着手する学校に選定しておりまして、また、保育園は、新たに再整備する区立保育園の対象園についてにおいて、近隣の公共施設の改築に合わせた複合化を検討することとしております。このたび、世田谷区立砧中学校と区立喜多見保育園との複合化による改築整備方針（案）を取りまとめたので、報告するものでございます。

2の(1)の①整備手法でございます。棟別に改修等の可能性を検討した結果、一部改築等といたします。給食室棟は、環境面、性能面の検討結果に問題がなく、築年数が浅いことから改修し、その他の校舎を改築いたします。

二ページにお進みください。②仮設校舎の抑制につきましては、既存校舎や武道、屋内運動場等を活用しながら、校庭に新校舎を建設することで仮設校舎を設けずに改築を行います。③改築中の対応につきましては、記載のとおりでございます。④校庭の整備につきましては、ダスト舗装を基本としておりますが、状況に応じて近隣住宅地への影響等を考慮した舗装材の採用について検討いたします。⑤簡易温水プールの整備につきましては、校舎内に整備し、明正小学校、砧小学校の二校と共同利用を予定しております。⑥喜多見保育園との複合化につきましては、新たに再整備する区立保育園の対象園についてを踏まえて、喜多見保育園との複合化を進めてまいります。

(2)敷地概要は、記載のとおりでございます。

三ページにお進みください。(3)施設概要ですが、整備後は地上三階建て、延べ床面積を約一万七千二百二十平米といたします。喜多見保育園の八百三十平米と合わせますと約一万一千五百五十平米となる見込みです。

①のア)普通教室につきましては十八教室、ワークスペースを三教室確保する計画としております。

四ページにお進みください。イ)特別支援学級等につきましては、特別支援

学級の固定級八・五教室分、特別支援教室の指導場所として一・五教室分を確保いたします。

②喜多見保育園につきましては、近隣の保育需要や保育待機児童の状況を踏まえまして、一歳から五歳児のクラスで九十五人を予定しております。

3の概算経費です。概算総事業費は約八十三億七千万円でございます。

五ページにお進みいただきまして、(2)の維持管理経費につきましては年間約三千四百五十四万円となっております。

最後に、今後のスケジュールでございます。令和八年度、基本構想、令和九年度から令和十一年度にかけて設計を進め、令和十一年度より工事に着手し、工事完了は令和十四年度以降を予定しております。保育園につきましても令和十四年度以降の開設予定です。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(8)世田谷区立松沢中学校（松沢図書室との複合化）改築基本構想について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、世田谷区立松沢中学校（松沢図書室との複合化）改築基本構想について御説明をいたします。

1の主旨です。松沢中学校につきましては、令和六年度に取りまとめた整備方針において一部改築等による全棟整備としており、これを踏まえ、基本構想案を取りまとめたので、御報告するものでございます。

なお、検討に当たっては、区民委員を含めた基本構想検討委員会や生徒、学

び舎の小学校児童、教職員、保護者、地域住民など多くの声を聞きながら取りまとめております。

次に、2の(1)基本方針につきましては、記載のとおり四つの柱を整理しております。

(2)敷地概要と(4)計画概要につきましては、五ページの配置計画図を活用して御案内をさせていただきます。図の敷地の北東部は、東側道路及び北側の隣地よりも一・五メートル程度低くなっております。東側の道路は緩やかに南へ向かって下り勾配が続く敷地でございます。敷地の北側及び西側に暗渠の水路が接しております。上部は舗装され、一般に通行されているところでございます。改築する校舎棟につきましては、学校機能をコンパクトにまとめ、東側に配置するとともに、通学門は通いやすい南東側に配置し、生徒の安全に配慮したスペースを設けております。校舎の位置の変更に伴いまして、北側及び西側の近隣住宅地が新たに校庭に面するため、校庭の舗装材に砂入り人工芝を採用するほか、植栽等の緩衝帯の設置によりまして、周辺環境へ配慮した配置計画としております。また、約五十年前の卒業記念でつくられましたさみどり園や、松の木などの既存樹木については移植するなど、可能な限り、保全をしてまいります。

松沢図書室につきましては、松沢まちづくりセンターに近い東側に出入口を設け、利便性の確保に配慮しております。

お手元の資料の一ページにお戻りいただきまして、敷地面積、都市計画等については下の表に記載のとおりでございます。

二ページにお進みください。(3)施設概要につきましては、地上三階、約八千五百二十二平米になります。そのうち松沢図書室は約百八十七平米でございます。

(4)の②のアの普通教室につきましては十二教室、ワークスペース三教室を

確保してまいります。

三ページにお進みください。イの特別支援学級等につきましては、固定学級で三・五教室、特別支援教室の指導場所として一・五教室分を確保してまいります。

ウのプールにつきましては、改修に併せてひさしを設けるなど暑熱対策を行うとともに、エレベーターの設置について引き続き検討を行います。

エの地域利用諸室につきましては、出入口を既存の南側に配置いたしまして、利用者それぞれの動線、セキュリティに配慮した計画といたします。

オの松沢図書室の複合化です。複合化に当たっては、学校教育の場としての機能を確保するため、学校図書館とは別に松沢図書室を設けます。松沢図書室の図書資料を生徒の学習のために参考資料として活用することや、放課後及び学校休業日における学校図書館の閲覧スペースの共用など、学校図書室との連携を図りながら、施設の有効活用を一体的に図れるよう隣接して配置するとともに、効果的な運営体制について検討を進めてまいります。また、松沢図書室の専用出入口や返却用ブックポストを設けるなど、セキュリティ面にも十分配慮してまいります。

③外構計画です。校庭舗装につきましては、充填剤に自然素材の砂を利用し、芝の素材自体の強度を高め、摩耗量を減量した高耐久性の砂入り人工芝を採用することとし、併せて集じん装置、フィルター等を設置してまいります。四ページにお進みください。工事計画でございます。新校舎を校庭に建設し、既存校舎等を活用しながらローリングにより建築工事を行うことで仮設校舎を建てることなく改築をしてまいります。

イの工事中の学校運営については、記載のとおりでございます。

3の概算経費です。(1)概算総事業費につきましては約六十三億円、維持管理経費につきましては年間約三千八百四十万円となっております。

最後に、今後のスケジュールでございます。令和八年度、基本構想、令和八年度から令和九年度にかけて設計を進めまして、令和十年度より既存棟の改修工事に着手し、令和十一年度以降の改築工事、既存校舎等の改修工事の着手を予定しております。

説明については以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(9)世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本設計について、本件に関して、船田副参事（教育施設担当）より説明をお願いします。

○船田教育政策・生涯学習部副参事（教育施設担当）　それでは、世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本設計案について御説明いたします。

1、主旨です。砧小学校、砧幼稚園の改築につきましては、仮設校舎を整備した上で小学校を全面改築し、併せて認定こども園を整備することとして進めており、このたび基本設計を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2の基本設計（案）、(1)計画概要、①敷地概要は記載のとおりです。②施設概要ですが、整備後は鉄筋コンクリート造、地下二階、地上三階建て、延べ面積は約一万九百平米、基本構想からの増減はございません。

二ページ、③主な諸室等は記載のとおりとなっております。

(2)配置計画・動線計画につきまして、一二ページの外観図で御説明いたします。本敷地を南側のほうから見ている図になります。こちらの敷地は、周囲に多くて十五メートルほどの高低差がございます。建物は敷地西側にコンパク

トにまとめて建設し、せたがや百景にも指定されました百年桜を現在の位置に残し、松の木を移植するなど既存樹木の保全に努め、周辺への圧迫感や日照、通風の影響、景観にも配慮し、国分寺崖線に沿うよう建物を段丘状に配置しております。

(3) 平面計画、(4) ケアが必要な児童への配慮につきましては、八ページ以降に添付の図面にて御説明いたします。八ページ、左側を御覧ください。地下二階平面図となります。こちらは認定こども園のフロアとなります。建物上は地下二階となっておりますが、高低差がございますため、西側道路からは同レベルとなっております。幼稚園型認定こども園に移行するため、給食室を配置し、三年保育や預かり保育等の機能拡充のため、保育室は三、四、五歳児、預かり保育室の計四部屋を南側園庭に面して配置し、医療的ケア児の対応のため、職員室内にある保健エリアや多目的室を処置室や看護師控室として使用いたします。

次に、九ページ、左側、一階平面図を御覧ください。新たに開設する特別支援学級は、一階南側に三教室、職員室、保健室は校庭に面する位置に配置し、近くに職員休憩室、更衣室を設けます。地域利用は、一階のメディアセンター、地下一階の多目的スペースをはじめ、体育館、特別教室が可能となっております、普通教室や管理諸室等とエリアを明確に区分し、シャッター等により物理的に区画いたします。図書室機能でもあるメディアセンターを学校の中心に配置し、吹き抜けを介し、各階の教室や一階南側、富士見テラスにつなげ、一体的に富士山への眺望を生かした空間としているのがこの建物の特徴となっております。地下一階の多目的スペースとメディアセンターは大きな階段でつながっており、発表やプレゼンの場としての活用や日常的な居場所にもなり、小学校、認定こども園、地域の方々などが交流できる空間と考えております。普通教室は二階、三階に学年ごとのまとまりを確保して二十四教室配置し、近くに

ワークスペースを設けます。また、ケアが必要な児童への配慮として、普通教室の近くに処置室や看護師控室、クールダウン室として利用できる個別支援室を配置いたします。

三ページにお戻りください。三ページ、(5)外構計画から、四ページ、(9)木材利用までは記載のとおりとなっております。

四ページ、(10)発注方式です。本敷地は施工上の課題も多く、難工事が想定されたため、建築工事と土木工事の連携を期待し、設計・施工一括発注方式による事業者選定プロポーザルをこれまで二度実施しましたが、いずれも不調となっております。改めまして工期や建物計画、擁壁工事などの見直しを図り、今年度はサウディング型市場調査を実施し、施工者の意見も踏まえ、適切な発注方式を検討してまいりました。これまでの検討結果を考慮しつつ、昨今の建築単価の上昇や長期の技術者確保が困難である社会情勢に加え、本敷地特有の課題である擁壁整備について、既存擁壁に土圧をかけない工法の採用など具体化が進んだ現状を踏まえまして、従来型の設計・施工分離発注方式に切り替えることにいたしました。今後は、擁壁整備などの具体化をさらに進めるため、土木設計を加味した実施設計を行いまして、一般競争入札ではなく、施工方法の提案を受けながら事業者を選定する技術提案型総合評価方式による事業者選定を実施する予定です。

五ページを御覧ください。3、概算経費となりますが、約百五十三億七千万円となっております。小学校単体としては八十七億円程度となりますが、擁壁や仮設校舎などを積み上げた金額となっております。

4、今後のスケジュールです。本委員会にて御報告後、基本設計説明会を実施いたします。令和八年度以降、順次、記載のとおり進めていく予定としております。

説明は以上です。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(10)世田谷区立図書館の運営の在り方に関する方針（管理運営方針）案について、本件に関して、野上中央図書館長より説明をお願いします。

○野上中央図書館長　それでは、世田谷区立図書館の運営の在り方に関する方針（管理運営方針）案について御説明申し上げます。

1の主旨につきましては、九月に方針素案をお示したところですが、今回、方針案として取りまとめましたので、御報告いたします。

まず、右上二ページになります。こちらは素案からの主な変更点の一覧になります。内容は記載のとおりではありますが、この間の議論を踏まえまして、ナンバー3と4、現状の評価と課題や新たな運営体制については、改めて考え方や必要性を整理するとともに、三ページのナンバー5に記載のとおり、指定管理に移行する個別の館名を案の中でお示ししております。

具体的な内容は概要案で御説明いたしますので、四ページを御覧ください。

まず、2、区立図書館の現状では、記載の五つの項目について整理、分析を行っておりますが、下から三つ目の選定委員会等による評価、分析については素案から新たに追加しており、それぞれ本編及び巻末資料の中で詳細をお示しております。

次に、下の3、現状の評価と課題の(1)現状の分析まとめになりますが、素案では直営と指定管理のどちらに優位性があるかの観点で整理しておりましたが、一概に優劣を判定する性質のものもないため、それぞれの長所や特徴といった観点から分析の結果を改めて整理いたしました。また、その結果を踏ま

えて、その下の(2)において、全般的な評価と今後に向けた課題を新たに記載しております。

続きまして、右側の4、新たな運営体制についてを御覧ください。先ほどの評価と課題を踏まえ、(1)で全体的な方向性として、直営と指定管理の長所を融合した新たな運営モデルの構築の必要性を明確化しました。その上で、(2)で直営館と指定管理館が相互に連携していく協働体制を構築することとしまして、それによつて期待される効果やそれぞれの館が果たすべき主な役割を記載しております。

その下、(4)を御覧ください。今、御説明した協働体制の実効性ある取組みとして、地域を基本とした協働体制をお示しし、考え方や期待される効果とともに、協働体制後の図書館運営イメージを記載しております。

続きまして、五ページを御覧ください。地域を基本とした協働体制の続きになりますが、素案の中ではお示しし切れなかった五地域の特性を生かした具体の取組みイメージを追加するとともに、主な地域資源の位置関係を地図上に落とし込んでおりまして、いずれも地域を基本としておりますが、併せて、それにとどまらない地域横断型の連携も進めていくものとしております。

続きまして、右側、5、運営方式及び指定管理館の選定についてを御覧ください。素案では、玉川と砧地域に指定管理館を一館ずつ導入するとしておりましたが、今回、指定管理を導入する図書館を明記しております。

まず、玉川地域は尾山台図書館としております。現在、仮事務所で運営している奥沢図書館を除いた尾山台、玉川台、深沢図書館の三館では、特に尾山台図書館が最も面積が広く、駅からのアクセスや年間来館者数の多さなどから、開館の時間の延長など、多様なサービス提供の効果が大きいほか、商店街内にある立地特性や多摩川の自然、歴史といった豊富な地域資源を生かした民間事業者ならではの事業展開が期待できるものと考えております。

次に、砧地域は鎌田図書館としております。砧地域の二館のうち、砧図書館は行政職員と利用者団体との意見交換を目的とした懇談会を長年にわたり実施してきた実績がございますので、引き続き行政と区民が協働した運営を継続すべきと考えております。その上で、鎌田図書館は住宅街に立地する中で、約一千平米の規模を生かして、指定管理事業者が持つノウハウにより、滞在型図書館としての長時間利用を想定した、より魅力的な環境を整備していくことが期待できます。また、先ほどの尾山台図書館と同様に、豊かな自然などの地域資源を生かしたイベントの多様化など、利用者のニーズに応じた柔軟な運営が可能になると考えております。

続きまして、資料下の6、新たな運営体制の実現に向けた取組みを御覧ください。①内部人材の確保・育成について、今回の案で具体的な取組み例を追加したところです。また、右側の(3)指定管理館の機能強化に向けた取組みでは、事業者を公募するに当たっては、収益につながる提案ができるような工夫を区側も行っていく旨の記載を追記しております。

概要版での説明は以上になります。

六ページ以降が案の本体となりまして、巻末資料も追加しておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

最後に、一ページ目にお戻りください。3、スケジュールにつきまして、記載のとおり、本案は今年度中の策定を予定しております。

私からの説明は以上となります。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(11) 学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プランの改定について、本件に関して、本田学校職員課長より説明をお願いします。

○本田学校職員課長 それでは、学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プランの改定について御説明をいたします。

右上一ページを御覧ください。1、主旨でございます。令和七年三月に学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プランを策定いたしました。その後、区教育委員会と本プランの進捗、国の動向を踏まえ、取組み内容をより効果的なものとすべく改定案を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2、プラン改定案につきましては、二ページ以降の別紙、学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（令和八年三月改定）（案）に基づき、3の主な改定内容を中心にかいつまんで御説明をいたします。

右上一七ページを御覧ください。令和六年度の教育職員の時間外在校等時間は、令和五年度と比較して、小・中学校ともに全体的に減少傾向にあり、教員の働き方改革の実現に向けて様々な取組みを進めていくことで改善が見られております。その中で、中学校校長の時間外在校等時間が増加し、また、勤務時間の長い教員も一定数おり、さらなる負担軽減や働き方改革に引き続き取り組みが必要であると認識しております。

三四ページを御覧ください。今年度、区の伴走支援校及び都の業務改革支援校に指定をした十二校にアンケートを取った結果、小学校高学年の教科担任制の導入や部活動の地域連携、地域展開、小学校の朝開門などの取組みについて効果を感じるという意見が多く見られました。

四五ページを御覧ください。今年度の取組みを踏まえまして、教育委員会、各学校の運営を通じて教員の事務等の負担を軽減させていくとともに、社会状

況の変化に合わせて、教育の質の向上と学級運営の負担の軽減に効果的な支援を行い、地域の中の学校として運営していくための取組みを同時に実施していくという観点から、①校長による組織マネジメントの強化、②社会状況の変化を踏まえた授業・取組みの充実、③地域とともに未来を切り拓く共創型の教育の確立の三つの取組み方針を新たに設定し、その実現を目指してまいります。

五五ページを御覧ください。昨年度、策定した取組み個票につきましては、年度別計画の実績欄、主な修正点などを追記しております。

まず、五五ページの一一一、モデル校における実践事例を踏まえた自主的・自律的な取組みの推進についてです。今年度、区の伴走支援対象校八校、都の業務改革支援校四校を指定し、各学校の管理職等とのヒアリングを通じて個々の教員の状況を把握し、時間外在校等時間の長い教員の要因や改善に向けた方策を具体的に話し合うとともに、アンケート調査の実施、結果分析を踏まえまして、小・中学校全体の働き方改革の取組みの改善につなげてまいりました。

令和八年度は、区の伴走支援校を二十校程度に増やし、各学校における自主的、自律的な働き方改革の取組みを一層推進してまいります。

五六ページを御覧ください。二一一、小学校高学年における教科担任制の導入及び新人育成・緊急対応の強化のための区独自教員の配置について、さらに進めるため、大規模校について区のモデル校を一校追加し、また、学級経営支援教員について、新人育成等を主として担う教員と緊急対応を主として担う教員とに分け、その役割を明確にし、それぞれ四名を配置し、新人を含む若手教員の育成と、急な休職や退職など緊急事態により効果的に対応できる人員体制を拡充してまいります。

八一ページを御覧ください。五一一、学校施設の管理手法の見直しについて、世田谷区公共施設等総合管理計画では、学校施設の建て替え時、または現行の学校の中での地域利用を拡大、拡充していく方向であり、これに合わせ施

設の管理手法の見直しを検討し、地域利用の際の学校側の負担が最小限となるような仕組みとしてまいります。

八二ページを御覧ください。五―二、小学校の朝開門について、本年度のモデル校二校における実施、検証に基づき、外部委託による見守り体制を整え、来年度は対象校を十八校に拡充することで保護者の多様な働き方に対応するとともに、受け入れる学校側の負担を増やすことのない運営体制を構築してまいります。

八七ページを御覧ください。七―三、適正な事務執行の支援について、現在、各課で実施している同一の事務を中心に適正化、効率化を図るために、業務の民間委託化も視野に入れ、教育事務センターの設置の検討を進めることにより学校現場の内部事務の手法を簡素化し、学校事務の適正化、効率化も図ることで、学校事務職員及び教員の事務負担の軽減につなげてまいります。

九一ページを御覧ください。これらの取組みにより教員の働き方改革を推進することで教員の変化、学校の変化を促し、各学校における教育の質を高めていくことで子どもたちの学びの変化を実現してまいりたいと考えております。

九二ページを御覧ください。国の方針を踏まえて、一か月の時間外在校等時間が八十時間を超える教員への対応に優先的に取り組み、計画期間内にゼロ%とすることを指すとともに、下の表に記載しておりますとおり、年平均の時間外在校等時間が四十五時間を下回る教員の割合を順次増やし、計画期間内に一〇〇%とすることを目標としてまいります。

一ページにお戻りください。4、全教員アンケートの再実施についてでございます。令和五年度に行った全教員アンケートについて、計画期間である令和八年度及び令和十年度に再度実施し、先ほどのプランの目標の達成度合いも含めて、取組みによりどの程度改善が図られたのか確認、分析を行い、教員の働き方改革の実現に向けてさらなる取組みの改善につなげてまいります。

5、今後のスケジュールについて、三月に本プランを改定する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(12)世田谷区教育課程編成に向けた検討素材の整理について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 それでは、世田谷区教育課程編成に向けた検討素材の整理について御説明いたします。

1、主旨でございます。令和七年九月三日の教育委員会において、国では学習指導要領の改訂に向けた議論が進められ、令和八年度中には新たな学習指導要領が公示される見込みとなっていることから、世田谷区教育課程編成に向けた検討素材の整理を行うことについて御報告いたしました。

このたび、世田谷区教育委員会として、子どもたちそれぞれが望む未来へつながる質の高い教育を確実に進めるために、これまでの成果と課題を踏まえ、今後の世田谷区の教育を方向づけるに当たり必要な論点を世田谷区教育課程編成（検討素材）として学校現場や教育委員と検討を進め、整理したので、御報告いたします。

2、検討素材については、右上三ページから、世田谷区教育課程編成について（検討素材）（案）としてまとめております。

3、検討素材の主な内容ですが、(1)検討の経緯と背景として、国が現在行っている次期学習指導要領の改訂の方向性がこれまで区が行ってきた教育の方

向性と同じであることから、(2)学習指導要領改訂の方向性と世田谷区教育についてを視点一とし、また、今後行う教育として、(3)世田谷区の幼児・児童生徒の実態に即した「質の高い探究的な学び」の実現に向けてを視点二とし、その取組みと課題、検討が必要な課題として整理しました。そして、これらを踏まえ、(4)まとめとして、記載の六項目を検討すべき主要な視点としてまとめております。

具体的な説明ですが、まず、視点一、学習指導要領改訂の方向性と世田谷区教育についてです。右上、九ページの表を御覧ください。次期学習指導要領に向けた検討では、①深い学びの実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保を一体として具現化することを基盤としています。国の方向性と本区がこれまでに進めてきた取組みの多くは一致しており、キャリア・未来デザイン教育、インクルーシブ教育、働き方改革など成果を上げてきております。一方で、学校間で実践内容に差が生じていたり、発達段階に応じた学びの積み重ねや連続性について十分に整理、共有されていなかったりするなどの課題が見られます。また、多様な子どもたちへの学びの保障、特別支援学級等の整備、デジタル学習基盤を活用したユニバーサルデザイン化、協働的な学びの推進など、ハード、ソフト両面でのさらなる充実が課題となっています。

右上一二ページ、一三ページを御覧ください。これらのことを踏まえ、視点一、学習指導要領改訂の方向性と世田谷区教育の視点からは、検討が必要な課題を、キャリア・未来デザイン教育の体系的な再整理、AIを含む情報活用能力の向上、個に応じた指導、余白の創出、研修体系の再設計、変化する学び方にふさわしい学校施設等のハード面の整備等、①から⑫まで挙げております。

次に、視点二、世田谷区の幼児・児童生徒の実態に即した「質の高い探究的な学び」の実現に向けてについてです。右上一四ページを御覧ください。質の

高い探究的な学びの実現について、国の議論では、情報活用能力を探究的な学びを支え、駆動させる基盤と位置づけ、大幅な改善を図ることとしています。また、探究の質について、課題の質、プロセスの質、成果の質として整理しています。

右上一六ページを御覧ください。本区の取組みとの関連ですが、本区では、せたがや探究的な学びとして、各教科等を中心に、探究のプロセス、共感・協働をキーワードに授業改善に取り組み、成果を上げてきました。身についた学び方を総合的な学習の時間において教科横断的な学習につなげる取組みも広がってきており、小学校からは授業時間数が不足しているとの声も上がっています。中学校では、特別活動との差別化や、職場体験や宿泊行事の目的や内容の整理が必要です。また、教科「日本語」は、日本文化について考える機会を生み出してきたことにより、日本人としての言語文化や感性を培うことに成果を上げてきましたが、総合的な学習の時間を使っていることについては課題となっています。

右上一九ページから二〇ページを御覧ください。視点二、質の高い探究的な学びの実現の観点からは、検討が必要な課題を各教科で培った資質、能力を総合的な学習の時間で活用する学びの往還、中学校における教科横断的な学習の充実、情報活用能力の育成、学びのフィールドの設定、各校の裁量性の確保等、①から⑨まで挙げています。

右上一二ページを御覧ください。次期学習指導要領改訂を見据え、世田谷区が進めてきたキャリア・未来デザイン教育や、せたがや探究的な学びの成果、課題を整理しましたが、区の取組みの中心には、教科での学びと総合的な学習を行き来しながら、知識を実社会の課題解決に生かす学びの往還があり、これは今後も重視すべき視点であります。探究的な学びや体験を通して、知識の活用を超えた感性、好奇心、協働して考える力など、世田谷区の子どものよさを

どのように育て、評価するかが重要な課題であることが確認されました。一方、教育活動の高度化が進む中、学校現場の実情に即した無理のない教育課程編成も必要です。また、幼、小、中を通じた一貫した学びの連続性を確保し、点ではなく線として取組みをつないでいくことが求められます。

右上二二ページ、二三ページを御覧ください。これらを踏まえ、今後、検討すべき主要な視点を六項目にまとめました。①全体像（教育の理念・構造の再整理）、②実現性（制度・時間の確保・環境の整備）、③継続的な学び（幼小・中の連続性と学びの往還）、④学びに向かう力、人間性等の育成、⑤質の高い探究（課題設定・プロセス・成果の質の向上）、⑥キャリア教育の推進（社会の創り手としての育成）になります。今後これらの視点に基づき検討を進めてまいります。

かがみ文の一ページにお戻りください。4、今後の取組みです。(1)世田谷区教育検討委員会を設置し、検討素材を基に世田谷区の新たな教育の在り方について検討し、基本方針、目指す方向性、具体的に身につける資質、能力、幼、小、中における具体的な取組み、それらを支える教育環境（ハード・ソフト）についてまとめた（仮称）キャリア・未来デザイン教育モデルをまとめます。

(2)委員構成は、記載のとおりです。

5、スケジュールですが、令和八年度四月に世田谷区教育検討委員会を立ち上げ、検討を開始します。九月に世田谷区の教育の在り方について（中間報告）をまとめ、二月を目途に世田谷区の教育の在り方について（方針案）としてまとめます。それを基に、令和九年度には研究推進校による取組みを実施し、九月に（仮称）キャリア・未来デザイン教育モデル（素案）、二月に（仮称）キャリア・未来デザイン教育モデルを策定し、次期学習指導要領を踏まえた世田谷らしい教育の推進につなげてまいります。

説明は以上です。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(14) 広島市への中学生派遣事業について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長　それでは、広島市への中学生派遣事業について御説明いたします。

1、主旨でございますが、令和八年度から平和首長会議の事務局である広島平和文化センターが実施するヒロシマ平和学習受入プログラムを活用し、八月六日の平和記念式典に合わせ、毎年、広島市へ中学生を派遣します。

2、目的です。生徒が被爆地広島市へ訪れ、原爆ドームなど平和関連施設の見学や被爆体験者から当時の状況を直接聞くなど、実際に体験することで、戦争の悲惨さと平和の尊さなどを学び、それを伝えるとともに、平和をつくり出す人材を育成することを目的とします。

3、派遣概要です。(1)派遣日程は八月五日から七日の二泊三日を予定しております。(2)派遣する生徒についてですが、①区立全中学校の二年生三十名を予定しています。引率は教員三名と、せたがや未来の平和館一名、事務局職員一名の計五名です。そのほか、看護師の一名を帯同させます。(3)現地での参加内容ですが、①広島市原爆死没者慰霊式、平和記念式典への出席、②原爆ドームや被爆樹木巡りなど、平和関連施設等でのフィールドワーク、③ヒロシマ平和学習プログラムとして、第二回全国こどもサミット、第二回全国平和学習の集いへの参加としております。

4、事前・事後報告会等の実施についてですが、事前学習会では派遣する生徒の顔合わせを行い、事前学習をするとともに、派遣の目的などを共有します。(2)事後報告会では、全体での報告会と各学校での報告会を考えております。全体の報告会では、区長による平和大使としての任命証書授与式も行うよう検討を進めております。派遣した成果を報告書として冊子にまとめ、発行する予定です。

次ページですが、5、概算経費については記載のとおりとなっております。

なお、本事業は国際平和交流基金を活用するほか、広島平和文化センターが実施する若い世代における被爆地での平和学習支援補助金を申請します。

最後に、スケジュールですが、令和八年四月から六月で派遣生徒を決定いたします。六月には、教育委員会から教員二名、人権・男女共同参画課職員一名で実地踏査をいたします。七月に事前学習を行い、八月五日から七日まで広島市へ派遣します。十月頃から全体の事後報告会、各学校での事後報告会を行い、年が明けた二月頃、派遣報告書を発行する予定です。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(15) 「（仮称）いじめ防止等対策推進条例検討委員会」の設置について、本件に関して、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） 「（仮称）いじめ防止等対策推進条例検討委員会」の設置について御報告いたします。

まず、1の主旨でございます。令和七年九月の文教常任委員会、教育委員会定例会において、いじめ重大事態への専門的な対応が求められていることから、教育委員会では、重大事態発生時の調査の体制を強化するとし、調査委員会等を附属機関とする方向で、（仮称）世田谷区いじめ問題調査委員会等の設置に関する条例の制定について、その考え方を御報告させていただきました。

その後、議会より、いじめへの対応は単なる事実認定にとどまらず、子ども自身を中心に据えた仕組みづくりが不可欠であり、いじめ発生時の区としての考え方や子ども同士の関係修復、保護者の関わり方や未然防止も含めたより多くの視点から、区全体としての実効性のあるいじめ対策に取り組むべきであるという御指摘をいただきました。いじめ問題対策専門委員会においても具体的な検討を進めておりましたが、この点を重く受け止め、学校や教育委員会だけでなく、区長部局も含めて区が一体となり、いじめ防止等の対策を総合的、効果的に推進するための条例の制定に向けた検討を進めることといたしました。令和九年四月の施行を目指し、現行のいじめ問題対策専門委員会に有識者等の新たな委員を加え、（仮称）いじめ防止等対策推進条例検討委員会として改めて設置し、条例案の検討や、より実効性の高いいじめ対策の在り方について議論を開始することを御報告するものでございます。

続いて、2、検討委員会の構成についてです。委員会の委員につきましては、現在のいじめ問題対策専門委員会の委員を中心に、いじめ問題に関する知見を有する法律、心理等の分野の有識者を新たに加え、合計七名で構成することとしております。また、PTA関係者、民生委員・児童委員、校長をはじめとする学校関係者など、必要に応じて幅広い関係者から意見を伺う仕組みも設けます。これらの方々には委員会開催時に出席いただき、委員による議論をより深める形で御意見をいただく予定でございます。

続いて、3、検討委員会における主な論点です。詳細については、今後、区

としての考えをお示しする予定ですが、現段階では次の点が論点になることを想定しております。(1)はいじめに対する基本姿勢と必要な支援について、(2)はいじめの予防に関する取組みについて、(3)は学校の組織対応、初動対応の在り方について、(4)は子どもが安心して学べる環境づくりと再発防止について、(5)は重大事態調査の体制整備についてです。

二ページの4、区民意見募集の考え方についてでございます。(1)子どもの意見募集について。条例の検討に当たっては、世田谷区子どもの権利条例の考え方に基づき、当事者である子どもの意見を聞くことが重要であると考えております。このため、区立小・中学校に在籍する児童・生徒に対し、教員から条例の中心となる考え方を説明した上で意見を提出してもらい、提出された子どもの意見を踏まえ、条例素案の検討を進めてまいります。

(2)区民への周知について。条例素案の段階で、①パブリックコメントの実施、「区のおしらせ」等を通じてパブリックコメントを実施し、区から広く意見を募集いたします。また、②シンポジウムの開催。いじめ問題を区民により身近に感じてもらい、様々な視点から理解を深めてもらうためシンポジウムを開催いたします。

5、今後のスケジュール（予定）です。今後、検討委員会における論点についての御報告を行った後、三月より検討委員会での議論を開始いたします。その後、六月に子どもからの意見聴取を行い、九月に条例素案についての御報告、また、パブリックコメントの実施とシンポジウムの開催、令和九年二月に条例案についての御報告を行い、令和九年四月に条例を施行する予定でございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がありましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(16)就学援助における小・中学校新入学用品費の改定について、本件に関して、近藤学務課長より説明をお願いします。

○近藤学務課長 それでは、就学援助における小・中学校新入学用品費の改定について御報告させていただきます。

まず、1の主旨でございます。就学援助制度では、通学用かばんや標準服といった入学に際して必要となる新入学用品費の一部を支援しておりますが、令和七年四月より、生活保護における入学準備金の支給額が引き上げられたことを踏まえまして、令和八年度以降の小・中学校入学者に対する新入学用品費の支給単価の改定を行うものです。なお、令和七年度の就学援助認定者で新入学用品費を受給された方に対しましても、このたびの改定額との差額を追加支給いたします。

次に、2の改定額でございます。生活保護における入学準備金の改定額と同様に、新入学用品費の支給額も小学校が六万四千三百円から九万一千六百円に、中学校が八万一千円から十万一千円に増額いたします。

続きまして、3の新入学用品費改定に伴う支給についてでございます。このたびの支給額の改定に伴いまして、令和八年度小・中学校への入学予定者で、新入学用品費の入学前支給の対象となる方につきましては改定後の支給額を、また、令和七年度の就学援助認定者で新入学用品費を受給した方につきましては差額を二月下旬に支給いたします。なお、二月の支給対象者数及び、このたびの支給に当たり新たに必要となる経費は下の表のとおりとなり、令和七年度予算から支出いたします。

最後に、4の今後のスケジュールにつきましては記載のとおり予定しております。

ます。

私からの御報告は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(17) 地域運営学校の新たな体制について、本件に関して、渡部地域学校連携課長より説明をお願いします。

○渡部地域学校連携課長　地域運営学校の新たな体制について御報告いたします。

1の主旨です。本件は、令和七年八月十九日の本定例会に御報告した今後の区立小・中学校地域運営学校を支える仕組み（案）についてを、町会関係者、学校運営委員会、地域住民とのワークショップ等で寄せられた意見を踏まえ、新たな運営体制として取りまとめたため、報告するものでございます。

2のワークショップの結果です。令和七年九月と十月に尾山台小学校、尾山台中学校、武蔵丘小学校においてワークショップを開催いたしました。概要は記載のとおりですが、学校施設の地域活用に関する意見や子どもの意見の尊重、保護者以外の参加者を増やす取組み、既存の仕組みとの関係等について御意見をいただきました。

二ページ目、3の新たな体制を推進するための基本方針です。以下の三点を基本方針といたします。第一に、地域住民が学校運営に参画し、学校の運営方針等に関する議論を行うことで、学校と地域が協働して児童・生徒を育成することを明確に示し、学校運営協議会が学校運営に参画する組織として、世田谷区の地域の教育力を生かした持続可能な体制による質の高い教育の実現を目指

します。第二に、子どもを中心に保護者や地域住民が集い、関わり合いを生み出すことができる学校の特性を生かし、これまで学校活動に参加することが少なかった層の参加を促し、学校活動に参加する人たちが増加することで地域のコミュニティづくりに貢献できる学校を目指します。そして、第三として、活動に参加した人たちが横でつながり、学校と地域それぞれが元気になる制度を構築するとともに、学校と地域の双方にとって無理のない持続可能な運営体制を目指します。

4、新たな体制の詳細についてです。基本方針を基に以下のとおり、新たな体制とします。初めに、(1)学校運営協議会です。①のとおり、既存の複数の会議体や機能を統合し、学校運営協議会という分かりやすい仕組みにいたします。②学校と地域が協働して学校運営を検討する場として位置づけ、活動グループでの活動を踏まえ、学校の課題を把握した上で学校評価につなげてまいります。その上で、③のとおり、今回の体制において、学校運営協議会は、地域のコミュニティづくりに貢献できる学校という観点から議論することを明確にいたします。さらに、④令和七年四月に施行の世田谷区子どもの権利条例に基づき、児童・生徒の意見を聴取し、学校運営協議会に報告する仕組みとします。次に、⑤開催回数は年六回程度、委員は八名程度としますが、地域運営学校の目的実現のため、学校の実情に合わせ、幅広く地域内で活動している方が参画できるよう、十四名まで任命できるようにいたします。

三ページにお進みください。⑦委員は特別職の非常勤職員とし、校長の基本的な異動年限の四年を考慮し、任期を二年、連続二回までの従事とします。一方で、学識経験者等は連続四回までの従事を可といたします。⑧新たな体制では、学校運営協議会がより重要な位置づけとなり、職責が増すことから、それを反映した報酬額といたしました。⑩各学校での議論の内容や地域のコミュニティづくりに貢献できる学校における議論の在り方を把握し、支援の在り方や

内容について把握、検討するため、教育委員会の管理職が一部の学校運営協議会に出席することといたします。

次に、(2)副校長補佐、学校地域協働推進員と学校支援コーディネーターについてです。①学校運営協議会の事務局機能や活動グループとの調整、また、学校の渉外業務などを担う人材として、副校長補佐B（学校地域協働推進員）を配置いたします。名称ですが、現在、任用している副校長補佐を副校長補佐A、新たな学校地域協働推進員を副校長補佐Bといたします。③副校長補佐Bですが、学校規模に応じ、勤務時間を年九百六十時間または千百五十二時間のいずれかを学校の実情に合わせ選択できるものといたします。詳細はアから、四ページのウのとおりでございますが、一日六時間勤務の職員は社会保険の対象となります。また、④のとおり、従来の学校支援コーディネーターは、副校長補佐の配置状況に応じて活動時間の上限を定めた上で、当面の間、委嘱を可能とし、地域との関係性の継続を強化いたします。これにより、各学校の実態に合わせた組み合わせによる配置が可能となります。

続いて、(3)活動グループについてです。八月の案では実行チームとしていた名称ですが、国の地域学校協働活動の機能を担うことから、名称を活動グループといたしました。①のとおり、学校運営協議会での議論により明らかとなった学校の課題解決に向けた取り組みや児童・生徒の支援につながる活動を行い、地域のつながりを意識した幅広い活動により地域コミュニティの活性化を図ります。②、③ですが、グループには代表者一名を定め、人員の固定化を防ぐため四年で交代としますが、メンバーには保護者のみならず、町会・自治会、企業関係者など、地域の多様な人材が継続的に、あるいは単発的に参加できる仕組みといたします。また、⑤のとおり、案時点では学校運営協議会の認めた活動に対して一回につき千円を支払うこととしておりましたが、学校が地域との関わりを持ちやすい活動として、教育委員会から要請する以下の放課後

学習支援と水泳指導補助に対して、月の上限を設けた上で一回につき千円を支払うこととし、その他の活動は無償を原則といたします。

(4) 学校評価についてです。①のとおり、各校は法に基づき自己評価を実施し、その結果を公表し、学校教育の質の向上を図ることといたします。

五ページ目、②新たな体制では、この自己評価の内容が妥当であるか、学校運営協議会において保護者、地域住民等が議論し、客観性と透明性を高めます。さらに、児童・生徒、保護者、地域関係者へのアンケートも活用し、協議会の意見を踏まえて評価項目を決定します。これにより学校の自己評価力を高め、学校運営の改善につなげます。

(5) その他の取組みについてです。①新たな体制を円滑に運用するため、校長、教育委員会職員、副校長補佐などを対象とした研修を令和七年度より開始します。また、②令和八年十月には各校の取組みを共有し、学び舎ごとの情報交換を行うシンポジウムを開催する予定です。さらに、地域運営学校の新たな体制を広く周知し、活動グループへの参加者を増やすため、適宜、広報活動も行います。

最後に、5の今後のスケジュールですが、三月には各校の学校運営協議会委員の任命を行い、四月当初から研修を実施し、五月頃より各校での新たな学校運営協議会を開始する予定でございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(18) 「世田谷区立中学校部活動地域移行の方針」の改訂について、本件に関

して、渡部地域学校連携課長より説明をお願いします。

○渡部地域学校連携課長 「世田谷区立中学校部活動地域移行の方針」の改訂について御報告いたします。

1の主旨です。区では、令和七年三月に世田谷区立中学校部活動地域移行の方針を策定し、中学校部活動の地域連携のモデル事業等に取り組んでまいりました。今般、今年度に国が示した部活動地域展開の実施に向け、モデル実施の成果や課題等を踏まえ、地域移行の方針を改定することとしたため、御報告するものでございます。

2の令和七年度実施による成果と課題等です。(1)区立玉川中学校における部活動運営支援の取組みですが、令和七年四月より玉川中学校においてスポーツ振興財団に部活動運営支援を委託し、地域連携のモデル事業を進めており、①主な内容は、記載のアからエの部活動調整員の配置、部活動アプリの導入等を実施しております。一方、②の課題ですが、平日夕方に対応可能な部活動支援員の確保が難しいこと、生徒の健全育成に向けた支援員と顧問教員との役割分担や、調整員が常駐しない学校での緊急時対応の構築が必要であるといった点がございます。

二ページ目、(2)スポーツ振興財団による部活動支援員関係業務の状況です。①財団では、部活動支援員の募集、委嘱手続の取りまとめ、活動実績確認や支払いデータ作成を担っており、支援員の配置状況の把握が進んでいる一方、②学校側の負担軽減につなげていく必要がございます。

3、「世田谷区立中学校部活動地域展開の方針」の改訂です。方針のポイントとなる点につきまして御説明いたします。

資料右肩一八ページを御覧ください。下段の(3)部活動（スポーツ・文化活動）の意義の再確認です。現在、スポーツ振興財団による部活動運営支援をモデル実施しているところです。一九ページ、中ほど、改めて部活動は、学校教

育が目指す資質・能力の育成に関し、教育課程や学校・家庭・地域の相互の連携・協働が必要であることを明記いたしました。

次に、二〇ページを御覧ください。2の世田谷区の部活動地域展開の方針と取組みの視点です。現在の方針では、教員の負担軽減を図りつつ、生徒にとつての活動が充実するための新たな価値を目指すため、五つの方針を定めました。改定後の方針では、それらの視点を継承しつつ、二一ページに記載のとおり、新たに六つの視点を定めました。生徒へのアンケートでは、プロレベルを目指したいといった思いから、軽く体を動かしたいという思いなど様々な希望が挙がっており、そうした生徒一人一人の思いを大切にした活動を保障できるように取組みを進めてまいります。

次に、地域展開を見据えた今後の進め方です。二五ページの図を御覧ください。まず、令和十年度までを第一段階として、左の緑色の部分ですが、地域連携を進め、全区立中学校の部活動に対し、スポーツ振興財団と協働し、部活動指導員の配置を進め、各部活動の推進体制を整えていき、土日の活動を教員以外で行えるようにしてまいります。また、並行いたしました、右側のオレンジ色の部分ですが、現在の地域連携、地域展開事業の成果や課題を踏まえ、令和九年度までに地域展開に向けての方針を議論し、第二段階として、令和十一年度以降、順次、休日における地域展開を進めてまいります。

次に、部活動の地域連携の体制ですが、二八ページの図を御覧ください。区といたしましたは、部活動は教育活動の一環であることから、部活動を通じた生徒の健全育成に向けた教員と部活動支援員の連携を明確に打ち出しました。図中央の業務欄にございます⑤に記載のとおり、顧問の役割である生徒の生活指導と連携し、支援員の役割にも学校と連携した活動時における健全育成を明記いたしました。これらをスポーツ振興財団と教育委員会が協力して支援してまいります。

続いて、二九ページです。各校の活動に当たって、世田谷区立中学校における部活動の方針に基づき、平日、休日の活動時間を規定するとともに、休養日を設け、生徒の健康管理に配慮すること等を定めます。

また、三一ページの表にございますとおり、これまで曖昧であった監督と指導員の役割を明確にし、監督には先ほどの生徒の健全育成の役割を担っていたできます。なお、監督、指導員ともに有償ボランティアであり、謝礼の額はそれぞれ監督二千元、指導員千五百円としております。

また、三二ページ、(4)に記載のとおり、各部活には監督一名、指導員二名という基準を設け、その他、学校からの求めに応じ、安全管理上の必要性等により配置人数を判断できるような規定といたします。

また、三四ページのとおり、新たに保護者がスポット的に関わられる部活動サポーターの制度を創出いたします。

次に、三五ページの教員の関わり方ですが、指導を希望する教員は引き続き部活動の指導に携われるようにし、指導を希望しない教員は、管理顧問として、教員でなければ担えない業務を担うこととし、原則、部活動の指導には関わらないものいたします。

四八ページを御覧ください。部活動時の生徒同士のトラブル対応については、いじめにつながる行為が起る可能性もあることから、生徒間トラブルの対応について規定いたしました。生徒の健全育成のため、全ての関係者が共通認識を持って対応に当たり、学校と協力しながら適切に対応してまいります。

最後に、地域展開に向けた検討です。地域展開では、総合型地域スポーツ・文化クラブやプロスポーツ団体等とも連携した取組みの検討が必要となつてまいります。

五五ページを御覧ください。2の検討の論点に記載のとおり、持続可能な体制づくりや多様なニーズに対応できる体制づくり、地域クラブへの参加費に係

る検討等を進めていく必要がございます。今後、それらの詳細を検討するため、五六ページの表にございますとおり、令和八年度より地域展開に向けた議論を記載の構成員による協議会を新たに立ち上げ、検討を進めてまいります。三ページにお戻りください。4、今後のスケジュールですが、3月に本方針を公表し、四月以降、協議会にて地域展開の議論を開始してまいります。

私からの御報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(19)その他の連絡事項等はありませんか。

「「なし」の声あり」

特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

本日は、資料配付が二件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行い

ます。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。非公開の会議に当たりましては、関係職員として、玉野教育政策・生涯学習部長、秋山学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、山本教育総務課長、本田学校職員課長、山本教育指導課長、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）、書記の大野教育総務課調整係長の出席といたします。

それでは、他の事務局職員及び速記者は御退席をお願いします。

午前十一時五十五分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午後零時四分非公開の会議終了

○知久教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は二月二十五日水曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和八年第三回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午後零時五分閉会